

## 第六節 近世後期の海運

### 1 菱垣廻船と樽廻船の海運競争

砂糖の洩積と杉 酒荷をめぐる菱垣廻船と樽廻船の海運競争のなかでの妥協点は、前述明和七年（一七七本茂十郎の裁定 ○）とそれを再度確認した安永二年（一七七三）の積荷協定であった（317頁）。しかしその

後も積荷仕法は守られず、樽廻船への洩積が続いた。その理由の一つとして、菱垣廻船は老朽化した船舶の修理や補充が十分に行われず、また相次ぐ難破船を補填することもできなかったことがあげられる。そのため樽廻船への洩積に拍車をかける結果ともなり、菱垣廻船は年をおって衰微に向かっていた。

それに加えて七品の両積仕法には規定されていなかった新たな積荷が登場してきた。それが砂糖で、天明六年（一七八六）ごろより、十組問屋のうち薬種問屋に属する一部の砂糖商人が、秘かに樽廻船に洩積するようになった。時あたかも天明期の酒造統制が強化され、江戸積下り酒が大幅に削減された時期だけに、樽廻船の側にとっても酒荷に代わる下積荷物として、砂糖は魅力ある積荷であった。低運賃と迅速性に加えて安全性の三拍子そろった樽廻船は、確かに十組問屋仲間内部の緩みと相まって、他の菱垣廻船積荷主をひきつ

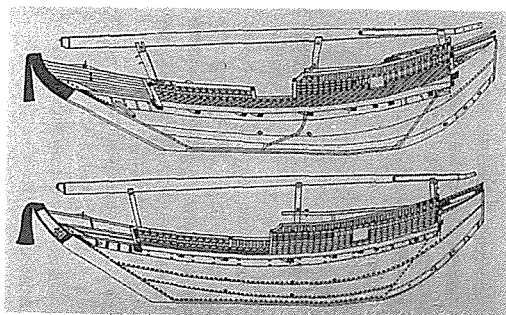


写真 140 菱垣廻船図(上: 19世紀初期・下: 表菱垣)  
(石井謙治「江戸海運と舟才船」)

けていったのである。

このような状況のもとで、洩積を行っていた砂糖商人は、文化四年(一八〇七)に、本町組・大伝馬町組の薬種問屋五一軒のうち砂糖取扱商人一六軒および薬種問屋に属していない一軒を合わせ、新たに砂糖問屋株一七軒をたて、毎年金千両の冥加金を上納したいと町奉行所に出願した。これら一七軒の砂糖問屋は、株立によって砂糖の江戸積送りを独占しようと思図したのである。

そこで薬種問屋のうちの他の三五軒と十組問屋は、翌文化五年一七軒の砂糖問屋が樽廻船への洩積をしないように求める訴訟を起こした。この裁定を依頼されたのが当時十組問屋のなかの定飛脚問屋を営んでいた杉本茂十郎であった。

この時杉本が示した裁定案は、(1)一七軒の砂糖問屋に限り冥加金千両を上納して、砂糖を樽廻船に積み入れる特権を認める、(2)残り三五軒の薬種問屋取扱いの荷物はすべて菱垣廻船に積み入れる、(3)砂糖問屋株は一七軒の者のみならず、他の薬種問屋(三五軒)全部にも免許する、の三点で、この案は町奉行所、薬種問屋、十組問屋の三者いずれもが認めるところとなり、砂糖洩積一件の訴訟は首尾よく解決をみたのである。

菱垣廻船積  
仲間の結成

砂糖洩積一件の内紛をまとめあげた杉本茂十郎は、その手腕をかわれて、文化五年に江戸十組問屋仲間の頭

取となり、十組間屋仲間の再編強化に乗り出した。まず文化五年二月に布告された菱垣廻船積仲間の結成令を基に、江戸間屋商人を菱垣廻船積仲間に結集することに努め、菱垣廻船に積み合いを約束した荷主には、たとえ十組間屋仲間以外の者であっても、従来の十組間屋仲間の慣例にしたがって、海難によって生ずる海損を分担させることにした。

ついで菱垣廻船それ自体の勢力挽回策としては、第一に船腹の増強を図るため、各間屋が共同出資して古船の修理と新造船の建造を積極的に進め、合わせて一〇〇艘の菱垣廻船を保有すること、第二に十組間屋仲間は一致協力して仲間定法の規約を遵守することの二カ条を十組間屋に提示し、その承諾のもとに実行に着手したのである。

さらに文化六年には杉本の主唱によって、江戸に三橋会所が設立された。この会所設立の目的は、菱垣廻船の復興にあり、これによって当時弱体化しつつあった江戸間屋の流通独占を強化しようとしたのである。そのために、菱垣廻船から入港ごとに一艘銀二〇〇匁の寄付金(入港料)を徴収して積み立てることを提案した。この案では、年間延べ四〇〇艘、その徴収額銀八〇貫目、一〇カ年では金に換算して一万三三三三兩、これを江戸大川筋の永代橋、新大橋、大川橋の三橋の修理費用に充当し、その修理を十組間屋仲間で引き受けると同時に、三橋会所という金融機関を設立するのである。このとき十組間屋仲間は一八組に拡張し、幕府への冥加金は毎年八一五〇兩に達していた。そこで幕府は文化六年六月その半額の四〇七五兩を三橋会所に貸付の形式で預金する特典を与えたのである。

このように三橋会所は、当時における一種の金融機関としての役割をもち、杉本はこの金融力を背景に、

十組問屋仲間の掌握をはかり、もってその再興を意図したのである。しかし文化八年以降には、三橋会所は幕府の米価政策の御用機関と化し、その代償として文化十年五月には江戸中の諸問屋の株数を一九九五人に限定し、新規加入をも禁じた流通独占を、幕府から公認されることになった。

しかし文政二年（二八一九）の「江戸買物独案内」にみえる菱垣廻船問屋別廻船数は五四艘で、これは明和七年頃の一〇六艘にくらべるとかなりの減少になっている。

一方西宮・大坂などの樽廻船は、この機に乗じて、菱垣廻船積荷物をも洩積し、菱垣廻船は樽廻船に対抗しきれず、文政八年にはその数わずか二七艘にまで激減し、ここに樽廻船の発展によって全く庄倒されてしまったのである。

文化期の上・寛政期以降において、江戸・上方間の商業とその問屋経営に与えた海難による損失の程

江戸間海難状況 度がかなり高かったことは、すでに実証研究によって明らかになっている。表109は天明

四年から天保二年（一八三二）にいたる四八年間の菱垣廻船損害額を表示したものである。年平均二〇艘の難破船、荷打・濡痛船があり、その損害額は約二万両に達しており、これがいかに多額のものであったかが想定されよう。また天明四年より享和三年（一八〇三）までの二〇年間の損害額は三〇八艘で三五万九〇八六両であり、これを享和三年の十組仲間加入の問屋軒数三四七軒で割ると、一軒あたり平均の損害額は約一〇三五両にも達することになる。

文化五年に、杉本茂十郎が十組問屋仲間の再編を決意したのも、このような海難状況の続発に対処して、海上輸送の強化をはかることであった。杉本によれば、十組問屋仲間の衰退は「菱垣船衰微に随ひ、船数悉

表 169 菱垣廻船海損被害額

期 間	年数	難破船, 荷打・濡痛船艘	損 害 額
			兩分
天明 4 年(1784)～寛政 5 年(1793)	10	181	195, 650. 1
寛政 6 年(1794)～享和 3 年(1803)	10	127	163, 435. 3
文化 1 年(1804)～文化10年(1813)	10	155	148, 303. 3
文化11年(1814)～文政 6 年(1823)	10	343	222, 868. 3
文政 7 年(1824)～文政10年(1827)	4	109	114, 432. 3
文政11年(1828)～天保 2 年(1831)	4	88	94, 343. 2
合 計	48	1, 003	939, 034. 3

資料：「油問屋旧記」（『続海事史料叢書』2）

く相減じ、猶又十組問屋数も相減じ候根元は、海上船手不取締りより事発する」というのである。したがって十組仲間の再建は「船仕法并仲間取締法」をまず確立することであり、それが十組問屋仲間の緊急課題であると考えたのである。

このような上方・江戸間の海難続発の事態は、菱垣廻船のみに限らず、事情は樽廻船についても同様であった。そこで樽廻船関係史料から、文化四年から六年にかけての樽廻船の海難状況をみてみよう。

まず西宮酒造家四井久兵衛が書きとめた日誌の「四井屋久兵衛覚之事」では次のように記載されている。

文化四年十月十三・十八日

両度三州路より豆州迄の間、大風雨烈しく大小船数凡そ九十艘難船破船これあり、溺死夥し、その無事なる船下旬到着、水主の咄しに云う、沖近き海上に鷗多く集り居りたる故、漁船網を入れし

に、思ひよらず溺死骸凡そ百四十人余もかかりたるまま、漁人おのおの仰天いたし、早速地頭へ訴え出たるよし、当年は江戸といい、そのほか人々の損じおびただしく、恐れ入り候年柄なりと諸人唱へぬ

文化五年七月二十五日

前夜ヨリ雨天、西北の風烈しく、別て大雨、枝川・武庫川涉し止まる、右同日の事なるよし、紀州熊野

表 170 文化 6 年(1809)夏の難破船調査

区 分	破 船	荷 打	積 代	金 金
	艘	艘	船	両
菱垣廻船	7	4	45,000	
下り酒問屋	12	10	42,000	
木綿積合廻船	5	3	33,000	
合 計	24	17	120,000	

資料：北島正元編著『江戸商業と伊勢店』

浦王嶋辺より勢州鳥羽浦または遠州辺にいたり大風雨烈しく、樽廻船そのほか大小船々凡そ七十余艘破船に及び、なお乗組の水主・船頭にいたり溺死せしもの多くこれあり、紀州那智山観音堂吹き倒れ、大變混亂せしとぞ

また文化六年の難破船については、灘目の御影村酒造家嘉納治兵衛は、八月二十三日夜の伊豆浦での大時の模様を、次のように記録している。すなわち豆州子浦湊一七艘難破船、妻良湊一六艘のうち七艘破船、長津呂湊八艘破船、中木湊三、四艘破船、岩打湊五艘破船、相州三崎湊は破船数無数、鎌倉網代湊一二、三艘破船、房州柏崎湊二八艘難破船と列挙し「船数大小共およそ百艘ばかり難破船と申す事に御座候、菱垣も委しく承らず候へども、余程これある様子承り申候」と記して「実に海上荒れ、お互いに心痛仕り候、最早

何事もこれなきよう祈り申す事に御座候」としめくくっている。

この文化六年の難破船の状況につき、菱垣・樽両廻船の具体的な損害額をまとめたのが、表170である。十組問屋においても「誠に享保年中以来これなき難船にて、一同難渋仕り候」と嘆いているほどで、実際はこれよりはるかに被害が大きかったと考えられる。

大岡藤二の樽 杉本茂十郎による菱垣廻船新造計画がはかられる一方で、同

廻船新造計画 じ文化六年に、大岡藤二によって御廻米積船ならびに江戸積

酒運送廻船新造計画案が提示された。

大岡は現状の問題点として、(1)御廻米積船が不足し、寛政元年(一七八九)に

表 171 大岡藤二の新造船計画表

年 度	A	B	C	D	E
	新造船計 艘	運賃徳用銀 10貫匁 × A 貫匁	運賃徳用銀 B × 0.8 貫匁	1樽につき銀 割戻銀 C + 70万(樽) 匁	1樽につき銀 5分の掛 0.5匁 - D 匁
1年目	5	50	40	0.057	0.443
2年目	10	100	80	0.114	0.386
3年目	15	150	120	0.171	0.329
4年目	20	200	160	0.228	0.272
5年目	25	250	200	0.285	0.215
6年目	30	300	240	0.342	0.158
7年目	35	350	280	0.4	0.1
8年目	40	400	320	0.457	0.043
9年目	45	450	360	0.514	-0.014
10年目	50	500	400	0.571	-0.071

資料:「白嘉納家文書」

乗り切ろうというのである。

そして廻船建造計画の「仕様書」として、(1)江戸入津樽数を一カ年七〇万樽とする、(2)入津樽一樽につき銀五分の掛銀を徴収すると一カ年銀三五〇貫目となる、(3)樽廻船(千石船)一艘の建造費を銀七〇貫目とすれ

はその船積仕法も従来の請負方式から直雇方式にかわり、この雇船として大坂から兵庫津までの灘目浦々の樽廻船が多数指定されてきたが、これによって船主は過分の損失を被っている、(2)とくに最近の文化四年から六年までの三年に、天災や悪天候のため海上での海難事故が続発し、樽廻船だけでも七〇艘ばかりが破船して、廻船数の減少が著しくなっている、(3)廻船の減少は単に酒荷の運送に差し支えるだけでなく、海上輸送に要する日数も長くなることになり、とくに酒荷の場合迅速性が要求されているだけに影響が大きい、(4)廻船が不足すると、老朽船まで利用するようになり、それがまた難破を誘発するといった悪循環を生みだし、とくに船の遅滞によって生ずる酒荷不足から締め売りなどの違法行為も行われている、という四点をあげ、撰泉十二郷仲間内部で樽廻船を新造して廻船不足の危機を

ば一カ年に五艘ずつ一〇カ年では実に五〇艘もの千石積廻船が新たに建造できる、(4)廻船一艘からの運賃徳用銀(収入)を銀一〇貫目とし、そのうち八割は酒造家に割り戻す(運賃徳用割戻銀)、という要項をまとめている(表Ⅱ)。

すなわち新造計画案とは、このようにして酒造家から一〇カ年の間に一樽につき銀五分の掛銀(実際は割戻銀を差し引いた額)を徴収し、しかも九年目からは出銀は不要で、徳用銀が酒造家のもとへ配分され、これを「永統の家督」として蓄積してゆくことができるというのである。

この大岡の計画案については、文化七年に上灘・下灘・兵庫・尼崎・大坂三郷・堺の酒造仲間が連署して反対を表明した。それはあくまでも大岡藤二の個人的提案であり、何ら幕府の公的保証もないものとして一蹴されたのである。そして酒造仲間としては、灘目酒造家を主体に酒荷輸送体制の強化をはかった。それは一方で酒造家自身で出資ないし廻船加入の形で樽廻船の船数を増すことであり、他方酒荷の流通機構そのものに荷主でもある船主としての主体性を貫徹させることであった。

#### 紀伊三カ浦廻

##### 船と樽廻船

文化・文政期の積荷競争のなかで、菱垣廻船積仲間にとって最も衝撃的なのは、樽廻船への洩積による下積荷物の不足という事態であった。前述のように砂糖の樽廻船積を菱垣廻船側で認めたことで、菱垣廻船の下積荷物の不足はいよいよ深刻となった。それは砂糖に限らず、水油などについても同じであった。

菱垣廻船にとっては、積荷の確保と同時に、廻船の補強もまた緊急課題であり、その一策として採りあげられたのが、樽廻船仲間に加している日高・比井・富田の紀伊三カ浦の廻船を、なんとか菱垣廻船仲間へ



加入させようという計画である。それが文化十二年の「砂糖・水油類積方一件」である。これは杉本茂十郎と姻戚関係にあった紀州藩用達豊田庄兵衛を仲介にして進められた。

一そもそも樽廻船と前記紀伊三カ浦の廻船との結びつきは古く、享保十五年（一七三〇）に樽廻船が菱垣廻船より分離独立し得たのも、伝法、西宮、今津、灘目の広汎な船持層の存在とともに、紀州廻船を樽廻船に引き入れた点も大きかった。そして寛政五年には、すでに伝法、御影、日高、比井の四カ浦廻船中がそれぞれ樽廻船仲間を形成していた。日高組樽廻船四八艘（うち富田組一五艘をふくむ）、比井組樽廻船三六艘、計八四艘の紀州廻船が樽廻船に所属し、これに伝法組、御影組樽廻船を合わせ、おそらく当時の稼働樽廻船は一〇〇艘であったと推定される。しかもこれらの樽廻船は、いずれも千石積の大型廻船であった。樽廻船仲間のみなかでも特に日高・比井両組廻船がその有力メンバーを構成していたことがわかる。

文化十二年の一件は、十組問屋が菱垣廻船積仲間を結成したのを契機に、日高・比井組樽廻船を強引に大坂菱垣廻船問屋の差配下におき、従来は樽廻船積であった水油・砂糖類を菱垣一方積とすると申し出たところより起こった。

これに対し紀伊の日高・比井廻船中は、「近年酒荷物不景気につき、一同難渋している折柄、右荷物菱垣一方積になつては、いよいよもつて廻船相続出来難く、水主共必至と困窮仕り候」として、一応これを辞退している。

菱垣廻船の方では、これに納得せず、紀州廻船数の実数を調査したうえで、その一部廻船を菱垣廻船に加入させ、荷物は菱垣一方積として大坂菱垣廻船問屋の差配を受けるようにと再度要請した。

これに対し、日高・比井両組廻船中は辞退の旨を回答したのであるが、その理由は次の二点にあった。一つは紀州廻船は廻船建造のとき灘酒造家より廻船加入を通して出資を受けているので、樽廻船仕建をやめればこれまでのように酒造家よりの資金援助が受けられなくなることで、二つは菱垣廻船にくらべて、樽廻船の船員は優秀であり、かつ菱垣廻船の積荷方法では、胴の間に荷物を高く積み上げるため難破船になりやすく、樽廻船の方が廻船渡世上からも有利であるという点である。「私共廻船之義、江戸・大坂両所の（樽廻船）問屋共とは、代々水魚の如く仕り候て、相互に渡世を営み来り候」として、日高・比井両組の廻船中は、水油・砂糖類の積荷を従来どおりの樽廻船一方積とすることを強く要望した。

かくして十組問屋側からする紀州廻船への働きかけも、この段階ではまだ成功しないまま、樽廻船にとって事態は有利に展開していった。

#### 紀州廻船の菱垣

##### 廻船への加入

菱垣廻船の船数が二七艘にまで激減した文政八年に、菱垣廻船は最大のピンチに遭遇し、案を申し出た。(1)紀州藩の廻船三〇艘を借り受ける、(2)その他の備船および新造船合わせて二八艘を調達する、(3)さらに必要なときには、尾張・伊勢の廻船も借り受けるという案で、將軍の威信を借りて紀州藩へ働きかけ、それによって菱垣廻船の再建をはかろうとしたのである。

この紀州藩の廻船を借り受けるということは、つまり従来樽廻船仕建としてきた藩領下の日高・比井両浦の廻船を菱垣廻船として調達するということである。具体的には日高組廻船中大行事の齒喜太夫家の「大廻船御用留」のなかで、文政十二年に日高廻船を二艘に限り菱垣廻船へ貸し渡している旨が記載されている。

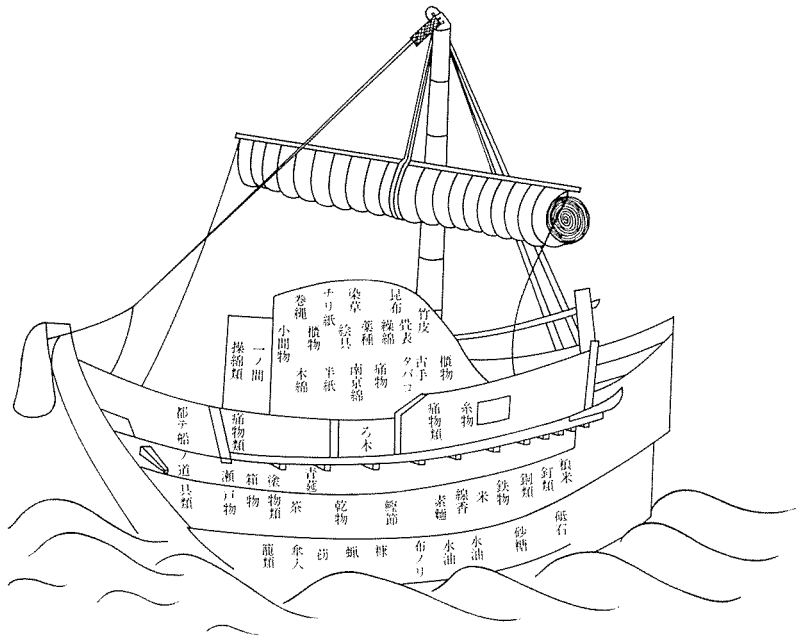


図 46 菱垣廻船の積荷位置図（原図「油問屋旧記」）

その貸し渡し条件として、(1)菱垣廻船は荷物を高く積み上げるので、船の造り方も若干樽廻船とは異なっている、したがって積石数の割には積荷が少なくなるので、一割の増石をして運賃銀を定める、(2)その運賃は積石数千石につき銀一二貫目の割合で、このうち六歩（六割）を大坂表で船頭が受け取る、(3)荷請払いの節は、菱垣方上り支配人が乗り組み積荷の世話をする、(4)菱垣廻船では一の間にも積荷しているが、樽廻船の場合には一の間に積荷しない、という四点が確認されている。このことよって船主が不利にならないように配慮していることがうかがえる。

天保四年の  
両積規定  
菱垣廻船と樽廻船の角逐  
のなかで、幕府は菱垣廻

船側の要請を再度審議し、天保四年十二月にいたり、江戸町奉行榊原主計頭忠之の名をもって、次の条件をつけてこれを許可した。

(1) 安永二年の両積規定による米・糠・藍玉・灘目素麵・酢・醬油・阿波蠟燭の七品は、従来どおり菱垣・樽両廻船積とする。

(2) 鯉節・塩干肴・乾物も両積とするが、主として菱垣廻船へ積み入れる、但し幕府御用砂糖一〇万斤に限り両積とする。

(3) それ以外の荷物はすべて菱垣一方積とする。

(4) 以上の両積荷物は、以後大坂より送り状を樽廻船問屋と菱垣廻船問屋の両方に送付し、着船の際は菱垣廻船問屋において一応取り調べ、その後でこれを樽廻船問屋に引き渡す。

こうして幕府の許可という公的強制力の行使によって、日高・比井両浦廻船は菱垣廻船として仕建てられるように変わっていった。この条件にしても、安永七品の両積荷物の枠が一層広げられたとはいえ、菱垣廻船一方積が幕府の権力を背景に維持されるということである。長い間の樽廻船と菱垣廻船の角逐の歴史のなかで、菱垣廻船側はついに幕府権力をもって紀州廻船の強制加入を実現し得たのである。

確かにこのことによって菱垣廻船は一時勢力を取り戻したものの、現実にはむしろ両積荷物が増えたことにより、かえって菱垣一方積の強制力は弱くなっていった。例えば両積を認められた砂糖のときは、ますます樽廻船積となり、再び菱垣廻船は衰退の一途をたどるようになった。

天保五年六月の干鰯魚粕魚油問屋中の記録のなかで、「紀州様御領分廻船のうち、是迄樽仲間に罷りあ

り候ところ、此度菱垣備船に相成り、荷物積み下し候」と述べ、それまでは比井浦廻船の登り荷物に干鯛などを積み込んでいたのが、「今度樽舟より菱垣積に相廻り候事故、右登り荷物積方の義相極め申さず、彼是混雜いたし罷りあり候」と紀州廻船仕建にとまなう積荷の混乱を訴えている。

そして菱垣廻船仕建となった日高・比井両浦廻船は、以後幕末にかけて廻船業そのものから多く脱落し、後述(177頁)のように、幕末の樽廻船の船主は、圧倒的に十二郷酒造仲間の荷主である酒造家、とくに灘目酒造家によって占められていった事情を考えると、紀州廻船の菱垣廻船への強制加入は、日高・比井両浦廻船の没落の原因をつくりだしたにすぎなかったのである。

## 2 日本海海運と兵庫津

**北前船** 菱垣廻船や樽廻船が、当時日本の最も主要な航路である江戸・上方間を航行した賃積船の典型

**定義** であったのに対し、北前船は西廻り航路を經由して大坂・北海道間の日本海を航行した買積船

の典型であったといえよう。

この北前船については、その語源をめぐって、古くは「北へ進む船」とか「北廻り船」に由来するといった説(これは単に言葉の「あや」にしかすぎない)から、主な積荷が米であるところより「北米船」のなまったものといった説や、「北国・松前」の略であるといった定義(本来西廻り航路が御城米・廻米などの領主米の輸送から始まったことを考えれば関連がなくもない)まであり、以前から一定していない。

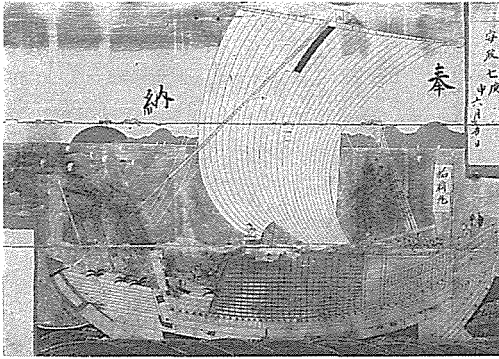


写真 141 北前船 絵馬

万延元年（一八六〇）の「廻船法則」には「江戸ヨリ東前船運賃之定メ」として、銚子・岩城・仙台・南部・津軽・秋田の各地の港より江戸への登せ運賃を記しており、ここでの「東前船」とは、太平洋沿岸の東廻り航路に就航していた廻船をさしている。

一方、備前下津井に残る「他国行願留書」をみると、例えば貞享二年（一六八五）三月六日に、「北前行願書」と記されているところがあり、塩飽廻船に水主として雇われて越中国へ赴くことを願いでている。「東前」が江戸からみて太平洋岸を北上することを指していたのに対し、この場合の「北前」とは瀬戸内からみて、日本海沿岸へ北上することを意味していたといえることができる。

また、北前というのは、上方ないし瀬戸内での呼称で、肝心の日本海沿岸の東北・北陸地方では、北前船とはいわず、そうした廻船は直接船型を示す「べざい」とか「弁才船」「渡海船」「売船」「どんぐり船」と称していることである。とくに日本海沿岸で千石船の商船・荷船のことを弁才船と称しているのは、近世前期の日本海には独自のローカル船である北国船・はがせ船などがあり、そうした廻船と区別する意味で、殊更に船型を示す弁才船と称しているのである。そしてこの弁才船は、当初瀬戸内で開発された帆走専用の商船であり、前述の北国船やはがせ船がなお漕ぐ要素をもっていたのに対し、帆走を主力にして極力省力化されている点に特徴があった。

こうした船型考証も考慮にいれて、北前船を定義すると、北海道、東北地方から、日本海沿岸を通る西廻り航路を経由して瀬戸内海（または九州）へ入ってきた船のことであるといえよう。また北前船という語が瀬戸内から上方方面で一般化するのには、幕末から明治二、三十年代にかけてのことであったと思われる。すなわち近世初期から一般に方向（航路）を示す言葉として使われていた「北前」が、近世中期から明治にかけて、北海道との交易が盛んになってくるにつれ、瀬戸内の諸港で北前船と呼ばれるようになっていったと考えられる。したがって北前船というのは、むしろ大坂・兵庫から下関を経由して松前を往来した買積船をさし、上り荷としては主に北海道産の鯀粕・胴鯨・身欠鯨・白子・昆布などの海産物を、下り荷としては大坂・兵庫からは主に古着・木綿類を、瀬戸内では塩、敦賀では蕨、新潟・山形では米・酒などを積み入れて、北海道を往来した船と定義することができる。船型は一枚帆の大和型構造船（弁才船）から明治に入ってから西洋型帆船までをふくめることができよう。兵庫はこうした北前船の出入りする港町として、特に近世中期から幕末にかけて発展していったのである。

兵庫津において、寄港する諸国廻船がもたらす各種の積荷を引き請けて、その売買に直接たずさわったのが北風家など一〇〇軒前後の諸問屋（諸荷物問屋）である。もちろん兵庫にも北前船を運航する船主がいた。

石見浜田の客船帳      そこでまずこの兵庫津を船籍地とする兵庫廻船の動向をみるために、石見浜田外浦の廻船にみる兵庫廻船      船問屋である清水家所蔵の『諸国御客船帳』から整理したのが表172である。一般に客船

帳とは、廻船問屋のもとに入港してきた廻船を書きとめた一種の船名録で、廻船問屋にとっての得意先御客名簿である。ここで客船とはあくまで当該港の廻船問屋からみた場合の入港船のことで、問船とか宿船・旅

表 172 清水屋「客船帳」の兵庫廻船一覧

(1)

船名	船主	沖船頭	備考
灘勝丸	筆屋五兵衛	善八	明和 3. 8. 1 登り入津(寸甫, 米)
灘福丸	〃	定右衛門	明和 4. 9. 25 越後登り入津
番神丸	〃	伊左衛門・藤吉	安永 9. 5. 2 越後登り入津(米)
灘吉丸	〃	源七・弥七	天明 8. 10. 18 入津
祇園丸	御影屋平兵衛	平六・善七	文政 6. 3. 30 加賀登り入津
連日丸	〃	長兵衛	同 6. 7. 25 庄内登り入津
八幡丸	〃	徳兵衛・松右衛門	明和 7. 6. 28 庄内登り入津
春日丸	〃	松右衛門	安永 6. 3. 24 下り入津
春住吉丸	〃	清藏・松右衛門	安永 8. 5. 7 越後登り入津
住久丸	〃	松右衛門・久治郎	寛政 4. 3. 24 下り入津
明福丸	御影屋松右衛門	伊八	同 5. 10. 13 登り入津
明神丸	北国屋権左衛門	林助	寛政 4. 6. 6 登り入津
生田丸	瓜屋忠兵衛	千藏	天保 4. 6. 29 若狹登り入津
忠吉丸	瓜屋忠七	八藏・太助	安永 2. 4. 4 入津
明神丸	〃	伝吉	明和 7. 2. 25 米子登り入津
日吉丸	八幡林八郎右衛門	平野屋幸右衛門	寛政 4. 2. 11 下り入津
治幸丸	備前屋治郎兵衛	千嘉三・嘉平兵衛	弘化 3. 7. 6 下り入津
治水丸	〃	源七・嘉作	弘化 4. 7. 9 南部登り入津
住吉丸	〃	重三郎	安永 2. 8. 1 越後登り入津
治照丸	坂本屋甚右衛門	甚五郎	明和 8. 11. 27 米子下り入津
明神丸	長浜屋	清十郎	天明 3. 3. 1 能代下り入津
天神丸	〃	由兵衛	同 3. 10. 5 秋田登り入津
時吉丸	京屋善兵衛	甚六	寛政 4. 4. 27 入津 同 8. 2. 26 下り入津
富吉丸	〃	由兵衛	寛政 5. 7. 7 下り入津
友吉丸	〃	久五郎	安永 6. 3. 24 入津
幾吉丸	〃	久太	安永 6. 5. 29 登り入津
重宝丸	泉(和泉)屋	嘉藏	寛政 10. 5. 12 秋田下り入津(綿, 半紙)
辰吉丸	〃	喜兵衛	享和 1. 3. 28 加賀登り入津
辰悦丸	〃	嘉兵衛	享和 1. 6. 30 秋田登り入津
瑞穂丸	高田屋嘉兵衛	吟藏	享和 2. 4. 21 松前登り入津
			同 3. 10. 30 松前登り入津(昆布)
			寛政 5. 3. 18 下り入津
			寛政 5. 7. 7 下り入津(半紙)
			寛政 10. 1. 4 因幡登り入津(種粕)
			寛政 13. 3. 11 下り入津



表 172 清水屋「客船帳」の兵庫廻船一覧

(2)

船名	船主	沖船頭	備	考
寧濟丸	高田屋嘉兵衛	久太右衛門	寛政13. 4. 3 享和 3. 2. 18	下り入津 下り入津(酒)
辰運丸	〃	嘉四郎	享和 2. 2. 28	下り入津
昌徳丸	〃	彦四郎・藏	享和 2. 9. 19 文化 2. 閏8. 19	松前登り入津(扱学) 登り入津
眞宝丸	〃	嘉藏	文化 1. 9. 17	松前登り入津(扱学)
眞厚丸	〃	嘉四郎	文化 2. 3. 15	下り入津(酒)
安泰丸	〃	茂兵衛	文化 2. 閏8. 19	蝦夷地登り入津
安焉丸	〃	久兵衛	文化 3. 3. 28	下り入津
龍徳丸	〃	兵九郎	文化 4. 3. 21	松前下り入津
辰久丸	〃	五郎兵衛	文化 4. 3. 7	下り入津
栄久丸	〃	佐吉	文化 5. 2. 26	松前下り入津(白〆粕・半紙)
辰繁丸	〃	幸治郎	文化 5. 8. 3	松前登り入津
寅成丸	〃	惣兵衛	文化 6. 5. 7	松前登り入津
全昌丸	〃	弥兵衛	文化 7. 2. 11	下り入津
観世丸	〃	藤吉	文化 7. 5. 18	松前登り入津
大吉丸	〃	平兵衛	文化10. 3. 23	松前下り入津
正直丸	〃	伝兵衛	文政 3. 3. 28	松前下り入津
浮木丸	〃	惣吉	文政 5. 3. 7	松前下り入津
重宝丸	〃	左衛門	文政 8. 3. 28	松前下り入津
正寿丸	綿屋	兵吉	寛政 9. 7. 3	庄内登り入津
正徳丸	〃	金兵衛	享和 3. 2. 20	長浜下り入津
栄久丸	綿屋太兵衛	弥市郎	文化 5. 3. 6 同 5. 4. 18	下り入津(干鰯) 下り入津(塩、鯨節)
寿徳丸	〃	嘉重郎	文化 5. 5. 16	因幡下り入津
住栄丸	〃	八右衛門	文化 8. 6. 22	能代登り入津
春春日丸	〃	八郎	文政 3. 5. 13	越後登り入津
春住吉丸	岩間屋	藤次郎	文化 1. 7. 9	松前登り入津
住吉丸	〃	源五郎	文化 2. 4. 13	加賀登り入津
正吉丸	日向屋善右衛門	久五郎・常	文化 1. 4. 22 登り入津(昆布、数の子、平子干鰯) 同 3. 8. 17	松前下り入津 同 1. 8. 2 松前登り入津
正富丸	〃	久五郎	文化 9. 6. 11	下り入津
妙栄丸	〃	直八郎	文化 9. 8. 5	下り入津
天赦丸	〃	万吉	明治11. 9. 18	松前登り入津
春日丸	柴屋長太夫	為右衛門	文化 2. 8. 17	松前登り入津 <20人乗>
住吉丸	〃	金兵衛		
幸徳丸	〃	伝吉		
祥瑞丸	〃	金兵衛	文化14. 8. 19	松前登り入津 <16人乗>

第六節 近世後期の海運

(3)

船名	船主	沖船頭	備考
金現丸	柴屋伊左衛門	源六・庄助	文化8.4.29 越後登り入津 同9.6.3 越後登り入津(米, 生蠟, 半紙)
栄久丸	雑子屋仁右衛門	徳三郎	文化4.3.25 下り入津
正宝丸	佐野屋	平左衛門	文政2.7.20 庄内登り入津
戎丸	升屋	五郎吉	文政13.4.23 下り入津(太白, 肥後茶)
大神丸	北屋伊兵衛	三五郎	天保6.6.16 登り入津
福栄丸	米屋利兵衛	豊蔵	天保13.5.8 下り入津 (黒砂糖, 塩, 生姜, 平子干鰯, わかな)
福吉丸	〃	熊蔵	天保13.5.8 約束
福聚丸	〃	辰蔵	天保13.5.8 約束
甲子丸	山路屋	弥三郎	天保13.9.21 下り入津
観世丸	柏屋茂八	善蔵	天保15.5.13 松前下り入津
宝栄丸	中村屋源助	三右衛門	弘化2.5.16 箱館登り入津
大宝丸	中村屋伊左衛門	三右衛門	弘化4.2.16 下り入津
八幡丸	柴屋作兵衛	武兵衛	嘉永6.4.4 下り入津
		武吉・由兵衛	嘉永2.4.22 箱館登り入津 同7.8.26 松前登り入津
大黒丸	〃	又権	嘉永2.7.28 松前登り入津
蛭子丸	〃	権三郎	安政3.2.25 下り入津
伊徳丸	〃	権三郎	安政5.8.13 本庄登り入津
三社丸	松屋五郎左衛門	利三郎	弘化4.5.6 越後登り入津
徳勢丸	小泉屋重助	源太郎	安政2.7.27 松前登り入津
星徳丸	和布屋利右衛門	伝吉	嘉永2.4.18 入津
万歳丸	あわじや	十兵衛	明治2.5.6 長門阿川にて約束
弁天丸	和田卯八郎		明治6.6.3 下り入津
明福丸	喜多仁平	助蔵	明治12.7.18 松前登り入津
◎航福丸	川西善右衛門	吉原辰蔵	明治14.10.18 松前登り入津
迅通丸	柏屋	西村伝蔵	明治18.6.19 登り入津
栄徳丸	泉田文兵衛	白谷政吉	明治19.10.11 松前登り入津(扱学)

(注) 清水屋は石見浜田外浦の廻船問屋。◎は西洋形帆船。

資料: 柚木学編『諸国御客船帳』

船ともいい、慣行的に一度入港して来た客船は、その問屋の客船帳に登録されることによって固定され、他の廻船問屋へ移ることは堅く禁じられていて、問屋経営の營業権として確認されていた。もし勝手に他の廻船問屋へ移るようなことがあれば、従来の廻船問屋との間に摩擦を生じたが、それは論船と呼ばれた。また客船については、船印・帆印をはじめ、船名・船籍地・船主・沖船頭・入港および出港年月日や積荷、それに登り・下りの別なども記載された。もちろんこれらすべてが必ず記載されなければならないわけではなかったが、浜田外浦の清水家の客船帳は、比較的これらの記載事項がきちんと整理されている点で、史料の価値が大きいのである。ただ史料の性質上、初めて入港して来た廻船のみを書きあげているので、必ずしも入港ごとに記録されていないことに注意する必要がある。

さて表17をみると、明和三年（一七六六）～明治十九年（一八八六）までのうちでは、明和～文政期に集中しており、御影屋、高田屋、筆屋、瓜屋、岩間屋、日向屋などの廻船の名前がみえる。

高田屋嘉兵衛

ここで再度高田屋嘉兵衛について触れておこう。嘉兵衛が辰悦丸を建造し、いわゆる当時

と兵庫・箱館

の北前船主として兵庫で独立した年は普通寛政八年（一七九六）とされている。しかしこ

で表17に示した客船名簿では、辰悦丸が清水屋の客船（宿船）として浜田へ入港したのは寛政十年一月四日、因幡登りのときであるが、その船主はまだ和泉屋で、嘉兵衛はその沖船頭として記載されている。

そしてこの客船帳でみる限り、高田屋が船主として出てくるのは、寛政十三年の瑞穂丸以後である（表17）。

寛政八年に和泉屋所有の辰栄丸沖船頭として箱館に乗り出した嘉兵衛は、寛政十年に箱館に支店を開設して蝦夷地・上方間の商業取引に経営主力を移すとともに、同十一年には東蝦夷地の上知など、ロシアの進出に

第六節 近世後期の海運

表 173 清水屋「客船帳」の高田屋手船

船名	沖船頭	備考
瑞穂丸	吟藏	寛政13. 3. 11 下り入津
寧濟丸	久助 太右衛門	寛政13. 4. 3 下り入津 享和 3. 2. 18下り入津, 酒売り
辰運丸	嘉四郎	享和 2. 2. 28 下り入津
昌徳丸	彦四郎 栄藏 嘉七	享和 2. 9. 19 松前登り入津, 旦那嘉兵衛様御乗登り, 扱 亭14丸買 文化2. 閏8. 19登り入津 同 7. 2. 11下り入津
貞宝丸	嘉三藏 善三藏 豊三藏 吉右衛門	文化 1. 9. 17 松前登り入津, 扱亭買 21日出帆
欲厚丸	嘉四郎	文化 2. 3. 15 下り入津, 酒売り
安泰丸	茂兵衛	文化2. 閏8. 19 蝦夷地登り入津
安焉丸	久兵衛	文化 3. 3. 28 下り入津
龍徳丸	兵九郎	文化 4. 3. 21 松前下り入津
辰久丸	五郎兵衛 藤吉助 清助	文化 4. 3. 7 下り入津 同 7. 2. 11下り入津
栄久丸	佐吉	文化 5. 2. 26 松前下り入津 29日出戻り, 白メ粕11挺売 り, 半紙買 3月16日出帆
辰繁丸	幸治郎	文化 5. 8. 3 松前登り入津
寅成丸	惣兵衛	文化 6. 5. 7 松前登り入津
全昌丸	弥兵衛	文化 7. 2. 11 下り入津 13日出帆
観世丸	藤吉	文化 7. 5. 18 松前登り入津
大吉丸	平兵衛	文化10. 3. 23 松前下り入津
正直丸	伝兵衛	文政 3. 3. 28 松前下り入津
浮木丸	惣吉	文政 5. 3. 7 松前下り入津 10日出帆
重宝丸	喜左衛門 喜兵衛	文政 8. 3. 28 松前下り入津

資料：柚木学編『諸国御客船帳』

対応し始めた幕府の蝦夷地政策に関与し、その物資輸送の大役を担うことによって、以後高田屋の廻船経営を飛躍的に発展させる契機をつかむことができた。

翌十二年春択捉島官物輸送を命ぜられると、箱館にいた嘉兵衛は手船辰悦丸に、特に怒濤に耐える装備を工夫し、図合船(運送船 一〇〇石積以下)および鯨船四艘を調達してその任に当たり、択捉島に渡って一七カ所の漁場開拓に従事している。この年の十二月、幕府から官船五艘の建造を命ぜられた嘉兵衛が提出した上申書の末尾には、「撰州兵庫 辰悦丸直乗船頭 高田屋嘉兵衛」と署名している。「直乗船頭」とは船主であり、かつ沖船頭であることを表しており、辰悦丸が高田屋の手船であることが確認できる史料で、これらを考慮して考えると、辰悦丸の建造による高田屋独立の年は、通説の寛政七年ないし八年説では早すぎ、少なくとも寛政十一年ないし十二年であったといえることができる。

翌享和元年(一八〇一)十月には蝦夷地御用定雇船頭(二人扶持、苗字帯刀御免)となり、同二年にはさらに手船三艘が択捉定雇船となり、官船と定雇船を一手に掌握した。前掲表171によれば、浜田清水屋への高田屋入港船が多くなるのは享和二年から文化七年(一八一〇)にかけてであり、そのいずれもが「松前登り入津」、「松前下り入津」とあって、盛んに松前への往復を繰り返している様子がうかがえる。上方で酒・塩・木綿を、酒田で米穀を買い入れて箱館に運んで売却し、帰途には箱館で鯨・昆布・魚肥を仕入れて上方で販売するという北前船であろう。

やがて嘉兵衛は本店を箱館大町に、支店を兵庫西出町、大坂助右衛門橋西笹町、江戸八丁堀に設けて、商権を伸張していった。しかし文化九年八月嘉兵衛は、ゴロウニンの安否確認のため国後島にやってきたデイ

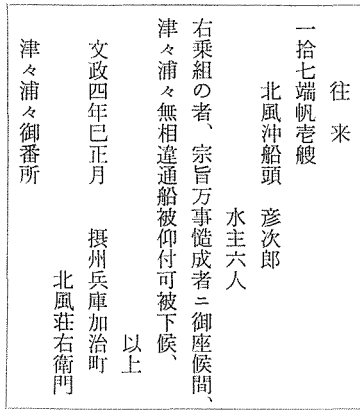


図 47 往 來 手 形

アナ号艦長リコルドにより、拿捕されてカムチャツカに連行された。結果的には兩人ともに釈放され、紛争は平和的に解決されて、それに尽力したことで日露両国からその力量が高く評価されている。今もなお高田屋嘉兵衛は函館の人びとには蝦夷地開発の先駆者として親しまれている。

北風荘右衛門 北風荘右衛門も北海道、日本海沿岸諸港の廻船・商品流通に深くかかわりあいをもっていた門と北前船 兵庫津の諸問屋である。荘右衛門は当初廻船を所有して自ら船主となり、廻船経営に乗り出していった。その時期、手船の沖船頭には北陸地方、特に越中・能登出身の船頭・水主を雇い入れていた。

次の往来手形(図47)は文政四年(一八二二)北風家所有の廻船のものである。この廻船は一七端帆、七人乗りということまで五〇〇石積の廻船であろうか。この北風の廻船の沖船頭として、越中国射水郡三日曾根村の綿屋彦九郎(船頭名彦次郎)が雇い入れられている。この綿屋はのち越中新湊にあって宮林彦九郎として、幕

末期から明治期にかけて越中を代表する北前船主に成長している。このほか、能登阿部屋出身の小酒屋権三郎も北風の沖船頭を勤めた一人で、明治期には能登における有力な北前船主となっている。北風の手船の沖船頭を勤めることによって、それが後年北前船主として自立してゆく支えとなったのであろう。

しかし北風の経営は天保期以降はむしろ北前船による北海道産物の一手さばきに徹し、北前船主と深く接触していった。北前船主は近世後期、北陸地方の加賀瀬越・橋立(石川県加賀市)、

覚

一、銀五拾七貫貳百拾七匁九分三厘

但し鰾粕五百拾七本売代銀

御産物会所より御渡相成候分

又壹百四拾四匁三分六厘 四ヶ月利足

貳百五拾八貫三百六拾貳匁貳分九厘

金相場来ル正月晦日定

右は来酉正月晦日限延渡之約定也、期日此手

形を以相渡可申候、為其預り手形依而如件、

万延元年申九月廿六日

北風荘右衛門

大家七三郎殿

御代七兵衛殿

図 48 北風荘右衛門鰾粕代預り手形

越中放生津（富山県新湊市）などから有力船主が輩出してく  
るが、北風はそれをバックアップし、恒常的な取引関係を  
結んで、そこに生ずる販売者としての船主すなわち荷主と、  
購買者としての問屋商人との間の信用関係を通して商権を  
拡大していったのである。

上の図48は加賀瀬越浦の大家七三郎の北前船からの積荷  
の売買を示すものである。

これは大家と北風との取引を示す一端にしかすぎないが、  
万延元年九月に、大家七三郎（代七兵衛）が北海道よりの鰾  
粕五一七本を銀五七貫二一七匁余で兵庫の問屋北風荘右衛  
門へ売却した代金を、翌年一月末日の金相場で支払う旨を明記した預り手形である。四カ月の延払いのため  
に利息をつけて支払うことを約束しているが、こうした延払い、預り手形の発行は、北風と大家との間にす  
でに恒常的な取引信用が確立していたことを示している証左であろう。大家七兵衛は同じ加賀の瀬越浦海  
仁三郎と並んで、明治中期には北前船主のなかでも代表的存在となっている。

また同じ加賀の橋立浦には久保彦兵衛と西出孫左衛門の二人が代表的な北前船主として成長していったが、  
そのうち西出は特に北風荘右衛門の顧客であり、西出の手船はすべて北風にとつての客船であった。いま明  
治三年四月に、西出孫次郎（九代孫左衛門）の作成した「ひかえ緒帳扣」によると、安政三年（一八五六）の資産状

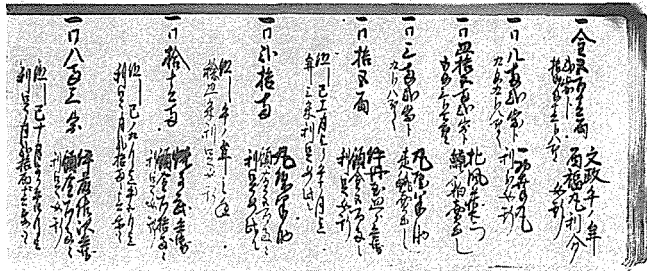


写真 142 加賀国橋立西出家「歳々惣金勘定帳」(部分)

況は、九百石船(船頭孫次郎)、七百五十石船(船頭庄八)、五百石船(船頭清七)、四百石船(船頭久蔵)、五百石船(船頭惣七)の五艘の廻船を所有し、現金約六〇〇両と、金一二〇二兩二分余の売掛金の未収金があったことがわかる。そしてこの未収金は廻船問屋への積荷の売掛金で、内訳は堺の酢屋利兵衛、敦賀の丸屋半助に、

兵庫の北風荘右衛門の三軒をあげている。西出所有の北前船にとって、北風はその積荷売買を託せる主要な廻船問屋であった。

また西出家には天保四年(一八三三)一月七日付の「歳々惣金勘定帳」と称する大福帳が残されている。標記に天保四年とあるが、内実は文政三年からの勘定を書き記し、明治二十五年まで七三年間にわたる西出家の年々の収入・支出・差引残高を記録したものである。このなかに個別取引として北風荘右衛門との記事を各年度ごとに見出すことができる。

- 一 金四拾五兩と銀十一匁七分三厘 北風荘右衛門
- 米千石売出利分斯くの如し
- 一 千四百拾壹兩と銀四匁四分壹厘 伊丹屋四郎兵衛・北風荘右衛門
- 鱒粕・三ツ石昆布 右同断
- 一 千四百拾五兩貳分と銀五匁三分七厘 北風荘右衛門
- 鱒粕売出し利分 高斯くの如し



主要な取引商品は北海道産とみられる鯨<sup>ベ</sup>粕・鱒<sup>ベ</sup>粕・昆布のほか、米などであるが、米の場合は「孫左衛門様思召なされ候て、卯（天保二年）四月廿二日兵庫表にてお買入れなれ候ところ、未だ売払い申さず候えは、見当損分に相見え、此所へ出し」などとあり、売買もしていたことをうかがわせる。

また北風との取引は預り手形をもって、一年あとに決済していたようで、「四拾貳両貳歩と銀七匁五分 北風荘右衛門 辰年鯨<sup>ベ</sup>粕延売代金兩替違い<sup>ベ</sup>高斯くの如し」などとあり、北前船主西出家と北風との取引信用関係を示している。

江差岸田家と

兵庫北風家

北風家が特に北海道の間屋・船主と直接結びついて取引のあったのが、江差の岸田三右衛門である。岸田家は能登正院村（石川県珠洲也出身といわれ、江差商人のなかにあって「草分け」的な旧家である。同家が北前船経営に本格的に乗り出すのは寛政期とみられ、同地の関川与左衛門と並んで、江差北前船経営者の創始者と目されている。

関川家が廻船問屋として成長したのに対し、岸田家は荷受問屋（消費地問屋）・御商として米穀酒類・呉服・太物・漁具・薬種・雑貨を取り扱い、さらに海産物商・金融業（仕込親方）として江差周辺の上ノ国から熊石にいたる前浜漁家に対する融資を通し、干場・船澗の利権を掌握していった。その一方で、廻船を所有し、北前船主として幅広い営利活動を行っていた。寛政<sup>ノ</sup>慶応期にかけて、同家が所有した廻船は、栄寿丸（二一五〇石）・欲寿丸（二〇〇石）・第一長久丸（七〇〇石）・第二長久丸（四〇〇石）・観光丸・観幸丸・貫通丸・観力丸・辰長丸・請保丸など一二艘に及んだが、なかでも、栄寿丸・欲寿丸はいわゆる千石船で、江差港最大の北前船主であり、松前の海商とよぶにふさわしい豪商に成長していった。

第六節 近世後期の海運

表 174 北前船栄寿丸の運航状況 (天保13年8月～同15年7月)

	寄港地	年月日		寄港地	年月日
上 り (二 番)	江差出港	天保13. 8. 27	上 り (一 番)	江差出港	天保15. 5. 24
	下関	9. 8		津	6. 5
	讃岐多津	9. 10		出雲加々	6. 7
	小豆島	9. 23		長門下	6. 19
	阿波撫養	9. 24		大坂	
	兵庫津	10. 1			
	大坂川入船	10. 16			
下 り (一 番)	大坂出港	天保14. 2. 26	下 り (二 番)	大坂出港	天保15. 6. 20
	和泉堺	2. 27		兵庫津	6. 21
	兵庫津			讃岐多津	6. 23
	讃岐度津	2. 29		豊前田野浦	6. 29
	安芸灘崎	3. 5		下関	7. 1
	下関	3. 13		佐渡小	7. 9
	長門室津	3. 17		江差入	7. 15
	佐渡小	3. 26			
	越後椎谷	4. 5			
	越後出雲崎	4. 9			
	佐渡小	4. 14			
	津軽鯨ヶ	4. 25			
	～5. 10				
	江差帰	5. 11			

資料:「岸田家文書」(江差文化センター所蔵)

このうち栄寿丸についての運航状況を示したのが、表174である。同船は二五反帆、一五人乗で一五〇石積、沖船頭は吉太郎で、天保期の北前船としては大型に属していた。天保十三年八月二十七日にその年の「二番登り船」として江差港を船出して商売の旅に出て、十月十六日に大坂へ入港し、船開いをしてゐる。そして翌天保十四年二月二十六日、改めて「一番下り船」として大坂を出港、途中寄港先でも積荷をしながら五月十一日

その取引先も日本海沿岸の東北・北陸・山陰から赤間関・豊前・瀬戸内の各港に及んでいるが、なかでも兵庫の北風荘右衛門を筆頭に、大坂の伊丹屋四郎兵衛、京都の糸屋忠藏・大村屋喜右衛門、赤間関の米屋久太郎、敦賀の丸屋半助・布屋吉右衛門などは有力な取引先の廻船問屋筋であった。

表 175 栄寿丸の売仕切 (天保13年9月～同14年4月)

年 月 日	販 売 先	売 仕 切	
		金 額	
天保13. 9. 9	下関 小倉屋佐次兵衛	冬鱈仕切 6両2分2朱, 銭285文	
	10. 10 兵庫 北風荘右衛門	羽鯨仕切 664両3分, 銀5.57匁	
	10. 11 兵庫 北風荘右衛門	仕切目録 949両3分, 銭623文	
	10. 12 兵庫 北屋伊兵衛	仕切目録 23両3分, 銭389文	
	10. 12 兵庫 めが屋長二郎	仕切目録 8両1分2朱, 銭262文	
天保14. 2. 25	大坂 三原屋安右衛門	鱈仕切 302両2朱, 銭882文	
	2. 28 兵庫 北風荘右衛門	延売目録 272両1分, 銭634文	
	2. 敦賀 丸屋半助	白子仕切 168両, 銀5.03匁	
	4. 9 越後 出雲崎東屋弥兵衛	売仕切 1,577両2分1朱, 銭27貫742文	
合 計		4,279両1分1朱, 銀3.21匁, 銭3貫617文	

資料:「岸田家文書」(江差文化センター所蔵)

に江差港に帰港し、そこで船主岸田屋三右衛門に航海中の商取引の収支全般、および船中掛り物・航海費用のすべてについて、買仕切・売仕切・支払証などを添付して会計報告をし、店の帳簿に記入のうえ、収支差引現金と買積商品を渡して一航海を終えている。

そして翌年五月二十四日に「一番登り船」として江差を出港し、六月十九日に大坂入津と同時に、翌二十日には兵庫に向かって出港している。六月二十一日兵庫を出港のあと、多度津・田野浦・小木に寄港して、七月十五日に江差へ帰港し、さらに「二番登り」と

して八月に江差を出航、九月下旬に大坂に着いて越冬している。この運航状況をみると、実に二月末から翌年九月にかけて、江差と大坂間を二往復していることになる。もちろん明治二十年代には年二回の稼働は一般化してくるとしても、この時期としては実に効率のよい海運経営を行っていたことがわかる。

この榮寿丸の沖船頭吉太郎が、帰港後主人三右衛門によって、売買の各仕切書・支払領収書などの証拠を添付して決済を受けた現金出納帳の「小遣帳」から、登り荷の仕切だけを抽出して表示したものが表175である。これによって一年間二往復の北前交易の経営収支の一端をみてみよう。まず江差で買入れた鱈・羽鱈・鯧鮓・白子などは、出雲崎・敦賀・下関・兵庫・大坂で販売し、その合計額は約四二七九両余となっている。この売上金のなかで、兵庫の北風が取り扱った量がかなり大きいことがわかる。この売上金に対し、登り荷の利潤を計算することは、「小遣帳」という史料の制約から算出できない。しかし四千両を越す売上金から、かなりの収益を想定することはできる。

#### 内海船と車

天保期以降幕末期にかけて、江戸・上方間の菱垣廻船や樽廻船のほかに、その中間に位置する屋五兵衛

る知多半島西浦の内海・小野浦・野間を本拠とする。

内海船は買積を中心とする営業形態をとり、航海ごとに本拠地に戻ることはせず、東は江戸周辺、西は瀬戸内に及ぶ各地を、商品を積んで港から港へ売買・運送を行う廻船である。天保十三年に大坂町奉行阿部正藏が作成した「意見書」にも採りあげられ、このような買積船の活躍こそ、商品の大阪市場への入津を減少させ、諸色の物価騰貴をもたらす元凶とみなされたのである。

この内海船の一つとして、内海町内田家の所有する住吉丸の活躍をあげることができる。これに関する研究によると、安政四年（一八五七）から文久元年（一八六一）までの四年間についての住吉丸勘定帳が残っており、それによって住吉丸の運航状況を明らかにすることができる。この住吉丸が兵庫に入港したときの廻船

問屋が車屋五兵衛であった。つまり住吉丸は車屋の客船であった。

住吉丸は瀬戸内と江戸・伊豆方面を活躍の舞台としているが、その中心としたのは兵庫であり、安政四年には七回、同五年には四回、同六年四回、万延元年四回と、毎年頻繁に兵庫を最大の取引先として寄港している。したがってその取引先も車屋五兵衛をはじめ、長浜屋吉松、瓜屋清助、岡本屋徳太郎などにも及んでいるが、取引の圧倒的な中心は車屋であり、かつこの車屋は商品売買の取引問屋だけでなく、廻船宿をも兼ねていた。その取扱商品には、米・大豆・粕・塩など生活必需品で、奢侈品や輸出品ではなかった。とりわけ中心的な商品は米や大豆のいわゆる主穀で、そのうち米は、伊勢湾沿岸諸港および兵庫で購入され、江戸・伊豆方面に運ばれている。大豆・粕類は兵庫や江戸で購入され、伊勢湾沿岸に運び込まれている。塩は瀬戸内諸港で購入され、伊勢湾沿岸諸港や神奈川などへ運ばれている。

その運航状況の一端をみてみよう。安政五年五月十一日に兵庫の車屋五兵衛から粕・大豆を購入した住吉丸は、五月二十一日に伊豆半島の妻良に入港した。しかしここでは結局積荷を売却することなく、二十六日に出港し、遠州灘を引き返して鳥羽を経由して、六月七日に宮(熱田)に入港し、ここではじめて米屋又七に積荷を売り払っている。一度は兵庫で積荷し伊豆にまで出向きながら、そこで売却することなくまた尾張熱田まで引き返して売りさばくという行動パターンは、現地での相場によって自由に活動する買積型廻船のあり方を如実に示しているといえよう。

さらに安政六年九月二日には、住吉丸は矢野香良州店で「元入」を受け取った後、空船で兵庫に向かった。兵庫に入港したのは九月二十三日で、普通ならば当然兵庫で商品を買積むべきところ、翌二十四日に空船

で兵庫を出港、途中多度津に寄港して金毘羅山に護摩札を奉納し、さらに下関に向かってゐる。十月十七日に下関で錢を運賃積し、これを平戸経由で長崎まで運んでいる。これなども兵庫で得た情報に基づく行動であつて、当時すでに兵庫津が取引情報の集中するターミナルとして存在し、その相場情報に基づいて迅速に対応している姿であらう。